

指定管理者の選定結果

第1 北山公園に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 北山公園
- (2) 所在地 笠間市平町北山
- (3) 設置目的 市民が自然に親しみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動を行う公園
- (4) 設置根拠 北山公園の設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 48.98ha
- (6) 施設概要 北山公園、管理棟及び休憩施設、キャンプ場、バーベキュー施設、展望塔、ローラー滑り台、その他付随する施設
- (7) 施設所管課 産業経済部商工観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- (2) 管理運営業務 ①公園の維持及び管理に関すること
②利用承認等に関すること
③上記業務に付随すること
- (3) 管理経費 管理運営業務の対価として指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
公募・非公募の別 公募
- (2) 募集結果
申請団体 笠間市造園建設業協同組合
NPO 法人ビオトープ天神の里を作る会

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 計画書による施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	
④ 計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
	収支計画は妥当か。	

	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報を管理できるか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成27年11月6日(金)
午後1時35分から午後3時15分まで
(審議会委員による現地視察：平成27年10月23日(金)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 7名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

北山公園は、市民が自然にしてしみつつ、観光レクリエーション及びスポーツ活動を行う公園を設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、最終的に出席委員で決を採った。

その結果、採決に加わった6名全委員が、笠間市造園建設業協同組合を指定管理者候補者として適当と判断した。

※各団体の評価傾向

○笠間市造園建設業協同組合

選定基準12項目中すべての項目について全委員が普通以上と評価しており、そのうち「適切な施設の維持管理が確保されているか。」の項目については、全委員が優れている以上の評価をした。また、「利用者の増及び利便性・サービスの向上等のための適切な方策が講じられているか。」など6項目については過半数の委員が優れていると評価した。

○NPO 法人ビオトープ天神の里を作る会

選定基準12項目中「利用者の平等利用が確保されているか。」などの4項目について全委員が普通以上と評価しており、そのうち「利用者本位のサービスが提供されているか。」など2項目については過半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、笠間市造園建設業協同組合が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間市造園建設業協同組合
主な選定理由	提出された申請書類及び過去の実績から、施設の管理に係る経費の削減が図られ、計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	北山公園
指定管理者	笠間市造園建設業協同組合
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

第2 笠間工芸の丘に係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間工芸の丘
 (2) 所在地 笠間市笠間2388番地1 他
 (3) 設置目的 陶芸を中心に、実際に参加体験ができる観光施設として、また地場産業の振興と市内観光インフォメーション機能を果たすことを目的として設置
 (4) 設置根拠 笠間工芸の丘の設置、管理及び運営に関する条例
 (5) 敷地面積 58,306㎡
 (6) 施設の概要等 センタープラザ、一般工房、専用工房、匠の館、焼成棟、創作研修館、登り窯、駐車場、その他付随する施設
 (7) 施設所管課 産業経済部商工観光課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成28年4月1日から平成38年3月31日まで
 (2) 管理運営業務 ① 施設の維持及び管理に関すること
 ② 地場産業の振興に関すること
 ③ 観光及びレクリエーションの振興に関すること
 ④ 工芸品の制作、展示及び販売に関すること
 ⑤ 飲食物の提供に関すること
 ⑥ 利用承認等に関すること
 ⑦ 上記業務に付随すること
 (3) 管理経費 管理運営業務の対価として、指定管理者に対して年度協定書において定めた指定管理料を支払う。

3 募集経過

- (1) 募集概要
 公募・非公募の別 非公募
 (2) 募集結果
 申請団体 笠間工芸の丘株式会社

4 選定経過

施設所管課による選考の後、笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い、施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した、選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	市民の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増及び利便性・サービス向上等のための適切な方策が講じられているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④ 公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。事業計画に沿った管理を行う能力があるか。	30
	収支計画は妥当か。	
	類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
	指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
	適切に個人情報管理できるか。	
	災害時・緊急時の対応体制が整っているか。通報体制等の防犯対策及び防災対策のための具体的な方策が講じられているか。	
合 計		100

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査，申請団体からのヒアリング等により，選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成27年11月6日（金）
午後3時15分から午後4時10分まで
（審議会委員による現地視察：平成27年10月23日（金）実施）
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査，申請団体によるプレゼンテーション，申請団体に対する質疑，施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後，選定基準に基づき，各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間工芸の丘は，陶芸を中心に，実際に参加体験ができる観光施設として，また地場産業の振興と市内観光インフォメーション機能を果たすことを設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては，設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて，審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い，笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により，審議会の議事は，出席した委員の過半数で決することとしているため，最終的に出席委員で決を採った。

その結果，採決に加わった7名全委員が，笠間工芸の丘株式会社を指定管理者候補者として可と判断した。

※評価傾向

選定基準12項目中すべての項目について全委員が普通以上と評価しており，そのうち「利用者本位のサービスが提供されているか。」の項目については，全委員が優れている以上の評価をした。また，「利用者の平等利用が確保されているか。」など8項目については，過半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により，笠間工芸の丘株式会社が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	笠間工芸の丘株式会社
主な選定理由	提出された事業計画書が施設の設置目的に合致し、事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有しており、対象施設の管理運営の実績及び利用者の増加に向けた独自性のある事業計画を総合的に評価し算定した。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て、指定管理者に指定した。

施設名称	笠間工芸の丘
指定管理者	笠間工芸の丘株式会社
指定期間	平成28年4月1日から平成38年3月31日まで

第3 笠間クラインガルテンに係る指定管理者選定結果

1 施設概要

- (1) 名称 笠間クラインガルテン
- (2) 所在地 笠間市本戸4258番地
- (3) 設置目的 地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ることを目的として設置
- (4) 設置根拠 笠間クラインガルテンの設置及び管理に関する条例
- (5) 面積 38,650㎡
- (6) 施設の概要等 宿泊施設付き市民農園, 市民農園, 農産物販売所, そば処, クラブハウス, 農産物加工施設, 炭焼き施設, 多目的交流施設, その他付随する施設
- (7) 施設所管課 産業経済部農政課

2 主な募集内容

- (1) 指定期間 平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- (2) 管理運営業務
 - ① 宿泊施設付き市民農園50区画及び市民農園50区画に関すること
 - ② クラブハウスに関すること
 - ③ 多目的交流施設に関すること
 - ④ 農産物加工施設に関すること
 - ⑤ 炭焼き施設に関すること
 - ⑥ 笠間クラインガルテン周辺の農業体験施設及び農園等との連携に関すること
 - ⑦ 農産物販売所に関すること
 - ⑧ そば処に関すること
 - ⑨ その他, 笠間クラインガルテンの管理運営に必要なこと
- (3) 管理経費
 - ①管理運営業務の対価として指定管理者に対して指定管理料を支払わない
 - ②当該施設に係る利用料金等は指定管理者が自己の収入として収受する

3 募集経過

- (1) 募集概要
 - 公募・非公募の別 非公募
- (2) 募集結果
 - 申請団体 一般財団法人 笠間市農業公社

4 選定経過

施設所管課による選考の後, 笠間市公の施設指定管理者選定審議会で審議を行い, 施設所管課の選考結果や審議会の審議結果を踏まえて指定管理者候補者を選定した。

(1) 選定基準

募集要項で提示した, 選定基準と各選定基準における審査項目及び基準点は次のとおり。

審査項目		基準点
① 公の施設の運営において利用者の平等な利用が確保されるものであること。	利用者の平等利用が確保されているか。	30
	利用者本位のサービスが提供されているか。	
② 公の施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	施設の設置目的や性格を十分理解した計画の内容か。	20
	適切な施設の維持管理が確保されているか。	
	利用者の増に向け適切な計画を有しているか。	
③ 公の施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	効率的な管理運営が行われるか。	20
	安定した経営基盤を有しているか。	

④	公の施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。	効果的・効率的な管理運営の体制か。	30
		収支計画は妥当か。	
		類似施設における相当の知識又は管理実績を有しているか。	
		指定管理業務に必要な相当の知識及び経験を有する適切な人材を確保しているか。	
		適切に個人情報管理できるか。	
合 計		100	

(2) 施設所管課の選考

申請書類審査、申請団体からのヒアリング等により、選定基準に基づいて評価を行った。

(3) 笠間市公の施設指定管理者選定審議会の審議

ア 審議会概要

- ① 日 時 平成27年11月6日(金)
午後4時10分から午後4時55分まで
(審議会委員による現地視察：平成27年10月23日(金)実施)
- ② 場 所 笠間市役所 教育棟2階 2-2会議室
- ③ 審議会委員 別添「笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿」のとおり
- ④ 審議委員 8名

イ 審議経過

申請書類審査、申請団体によるプレゼンテーション、申請団体に対する質疑、施設所管課による選考の説明及び施設所管課に対する質疑の後、選定基準に基づき、各委員において総合的な評価を行った。

ウ 審議会の判断

笠間クラインガルテンは、地域農業と観光農業の振興及び市民と都市住民との交流を図ることを設置目的としている。

指定管理者候補者の選定に関する審議に当たっては、設置目的に則して施設所管課において定めた選定基準（募集要項に提示）に基づいて、審議会委員各自の視点により採点及び判定を行い、笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第4条第4項の規定により、審議会の議事は、出席した委員の過半数で決することとしているため、最終的に出席委員で決を採った。その結果、採決に加わった7名全委員が、一般財団法人笠間市農業公社を、指定管理者候補者として可と判断した。

※評価傾向

選定基準12項目中すべての項目について過半数の委員が普通以上と評価しており、そのうち「利用者の平等利用が確保されているか。」など2項目については、過半数の委員が優れていると評価した。

エ 審議会の結論

採決結果により、一般財団法人笠間市農業公社が指定管理者候補者として適当であると判断した。

○付帯意見 特になし。

5 選定結果

指定管理者候補者名	一般財団法人笠間市農業公社
主な選定理由	笠間クラインガルテンの設置目的と一般財団法人笠間市農業公社の役割が一致しており，農業・農村の活性化に向けたグリーンツーリズムの推進が図られるため。

6 指定管理者の指定

指定管理者候補者を，地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき市議会の議決を経て，指定管理者に指定した。

施設名称	笠間クラインガルテン
指定管理者	一般財団法人笠間市農業公社
指定期間	平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

(別添)

笠間市公の施設指定管理者選定審議会委員名簿

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第1号に規定する委員

(任期：H27.4.1～H29.3.31)

	委員名	所属・職名	備考
1	はつぎわ けいじ 初澤 啓司	民間委員	
2	はたおか ひろしげ 畑岡 宏茂	民間委員	
3	たぐち ひろこ 田口 ひろ子	民間委員	
4	にいな ひろこ 新名 寛子	民間委員	
5	すぎうら なおあき 杉浦 直昭	民間委員	

○笠間市公の施設指定管理者選定審議会運営要綱第3条第1項第2号に規定する委員（行政側委員）

	委員名	所属・職名	備考
1	くすみ しのぶ 久須美 忍	笠間市副市長	会長
2	はしもと まさお 橋本 正男	笠間市市長公室長	
3	しおはた まさし 塩畑 正志	笠間市総務部長	
4	そのべ たかお 園部 孝男	笠間市教育委員会教育次長	